随意契約結果及び契約の内容

工　事　の　名　称	Ｒ７・８・９鷹ノ巣道路１号トンネルその２工事
工　事　概　要	トンネル工（発破掘削)132m トンネル工（機械掘削）277m インバート工377m 掘削補助工１式 仮設工　１式 その他（坑門工、排水構造物工等）１式
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	支出負担行為担当官 北陸地方整備局長 髙松　諭 新潟市中央区美咲町１丁目１番１号
契　約　年　月　日	令和　８年　２月　５日
契　約　業　者　名	鷹ノ巣道路１号トンネル工事　安藤ハザマ・植木特定建設工事共同企業体
契　約　業　者　の　住　所	新潟県新潟市中央区東万代町１－２２　風間ビル　（株）安藤・間　北陸支店
契　約　金　額	２，４８６，５５０，０００円（税込み）
予　定　価　格	２，４８６，８０３，０００円（税込み）
随意契約によることとした理由	鷹ノ巣道路１号トンネル工事（以下、「既契約工事」という。）は令和５年１月３０日に鷹ノ巣道路１号トンネル工事 安藤ハザマ・植木特定建設工事共同企業体と全長（785m）を施工するものとし契約し、鋭意進めているところであるが、凝灰岩を主体とする地山箇所において、当初設計で想定していた補助工法だけでは地表面及びトンネル内部の沈下が収まらないという事象が発生した。 以上のような予見し難い事由が生じたことから、追加のトンネル沈下対策が必要となり、契約期間内での当初計画内容の完成が不可能となったものである。 NATM工法によるトンネル工事においては、地山の変位・湧水等の計測結果や、掘削時に直接目視して得た地山の状況をもとに、トンネル支保パターンの設定、掘削補助工を施工者固有の一貫した判断に基づき施工することが、トンネル構造物の安全性及び施工の安全性を確保する上で不可欠である。 既契約工事箇所の岩盤状態の詳細は既契約工事の施工者以外では知ることが困難であり、トンネル支保パターンの設定、補助工法施工の判断の詳細も知り得ることは出来ない。また、地山の変位・湧水等の計測結果の今後の施工方法への反映、変状への対策についても施工者固有のものであるため、一貫した判断に基づき安全に一体の構造物として施工することができるのは既契約工事の施工者に限られる。 以上の理由より、本工事の契約相手方は既契約工事の契約者に限られることから、会計法第29条の３第４項及び政府調達に関する協定第13 条１（b）ⅲの規定により随意契約を行うものである。
工　事　場　所	新潟県岩船郡関川村大字下川口地先～新潟県岩船郡関川村大内渕地先
工　事　種　別	一般土木工事
工　期　（自）	令和　８年　３月３１日
工　期　（至）	令和　９年１２月１２日
備　考	